

植物防疫所 病害虫情報

No. 82
2007 ・ 7 ・ 15

カンキツグリーニング病の検疫措置

はじめに

カンキツグリーニング病はカンキツ類の重要病害であり、我が国では1988年に沖縄県西表島で初めて発生が確認された。その後、沖縄県の各地で発生が確認されたため、1997年7月に沖縄県全域を対象地域として植物防疫法に基づく移動規制を開始した（本病については本誌第38号、沖縄県における発生は第53号参照）。

奄美群島における本病の発生は2002年4月に与論島で初めて確認された。その後、鹿児島県及び門司植物防疫所が、各市町村の協力を得て、同群島全域の発生状況を綿密に調査した結果、奄美大島を除く4島で発生が確認された。各島での発生は、与論島ではほ

ぼ全域、徳之島では天城町の2地区と伊仙町の南東部6地区、沖永良部島では知名町の3地区と和泊町の1地区、喜界島では1地区に限られていることが判明した。これを受け、農林水産省植物防疫課及び門司植物防疫所は本病のまん延防止対策について鹿児島県と協議を行った。結果、2007年3月30日付けで植物防疫法施行規則が一部改正され、同年4月12日付けで本病に関する移動規制が強化されるとともに、植物防疫法に基づく緊急防除が喜界島において実施されることとなった。以下、その検疫

措置の概要について紹介する。

移動規制に関する植物防疫法施行規則の一部改正

カンキツグリーニング病の発生地域の拡大を防止するため、カンキツ苗木類の移動規制を強化するとともに本病の媒介昆虫であるミカンキジラミの寄主植物であるゲッキツなども規制対象となった。主な改正内容は以下のとおりである。

①本病の発生が確認された徳之島、沖永良部島

及び与論島の3島が新たに規制地域に加わり、3島からのカンキツ苗木類などの移動が奄美大島以北の南西諸島及び本土へはもちろんのこと沖縄県への移動も規制の対象となった（別図参照）。

②ゲッキツ及びオオバゲッキツなどミカンキジラミの寄主植物が新たに移動制限（検査を受けて移動）の対象植物に加わり、サルカケミカン、ツゲコウジ、ソウノリンゴ、ワンピ、グミミカンなど本病菌の宿主植物が

新たに移動禁止植物となった（別表参照）。ただし、検査技術が確立されているミカン属、カラタチ属及びキンカン属の苗木類や、ゲッキツ



カンキツグリーニング病（左：リ病樹 右：健全樹）



ミカンキジラミ

及びオオバゲッキツの苗木類などミカンキジラミの寄主植物は、植物防疫官の検査を受けてカンキツグリーニング病菌及びミカンキジラミの付着が無いことが確認されれば移動できる（現在、カンキツグリーニング病菌を対象とした検査は、未発生地域へのまん延防止に万全を期すため、病徴を調査する一次検査と接木検定、PCR検定などの二次検査を行っており、検査には1年以上の期間が必要となる）。



オオバゲッキツ



サルカケミカン



ゲッキツ

喜界島における緊急防除

喜界島はカンキツグリーニング病の発生が局部的であり、根絶の可能性が見込まれることから緊急防除区域に指定して、根絶に向けた取り組みを行うことになった。主な防除内容は、①本病菌の宿主植物（果実及び種子を除く）の島外への持ち出しを禁止する。ただし、検査技術が確立されているミカン属、カラタチ属及び



伐採風景



調査風景

キンカン属の苗木類は、植物防疫官の検査を受けて本病に罹病していないことが確認されれば移動できる。②ミカンキジラミの寄主植物を島外へ移動する場合は植物防疫官の検査を受けて同虫の付着がないことを確認する。③発生区域内

（本病罹病樹から半径5m以内）に存在する宿主植物を伐採し、宿主植物の栽培を禁止する。④罹病樹から半径500mの範囲においてミカンキジラミの防除を実施する等である。

緊急防除期間は2007年4月12日から2011年4月11日までの4年間となっている。

おわりに

移動規制の対象となる地域からカンキツ類の苗木などが未検査で持ち出され、本病が未発生地域で発生した場合、カンキツ類生産への被害は甚大となることが予想され、その防除には多大な労力と膨大な費用が費やされることになる。

本病のまん延を防止するうえで移動の制限・禁止措置は不可欠であり、これらの検疫措置の確実な実施により、未発生地域でのカンキツ類生産の安定が確保されることになる。そのためには、移動規制及び緊急防除について、地域住民並びに各関係機関の理解と協力が必要であり、植物防疫所としても引き続き広報活動などの充実・強化に努め、移動取締り等の措置を的確に実施することになっている。

表 カンキツグリーニング病に係る移動規制の対象植物

従来からの対象植物	【移動制限】：検査を受けて移動 ミカン属 カラタチ属 キンカン属 の生植物（種子及び果実を除く）
新たに追加された対象植物	【移動禁止】 アエグロブシス・チヴァリエリ、アタランティア・ミシオニス、カロデンデュラム・カペンシス、グミミカン、クラウセナ・インディカ、シトロシラス・ウベリ、スウィングレア・グルティノーサ、ソウノリンゴ、ツゲコウジ、パルサモシトラス・ダウイ、ミクロシトラス・アウストラリス、ワンピ、サルカケミカン属の生植物（種子及び果実を除く） 【移動制限】：検査を受けて移動 アフラエグレ・ガボネンシス、アフラエグレ・パニキュラタ、ウェブリス・ランケオラタ、エレモシトラス・グラウカ、オオバゲッキツ、クラウセナ・アニスム・オレンス、クラウセナ・エクスキャパタ、クリメニア・ポリアンドラ、ゲッキツ、シトロブシス・ギレティアナ、シトロブシス・スクウェインフルティ、ナリンギ・クレヌラタ、パンプルス・ミシオニス、ベルノキ、ミクロシトラス・パプアナ、メリリア・カロキシオン属の生植物（種子及び果実を除く）

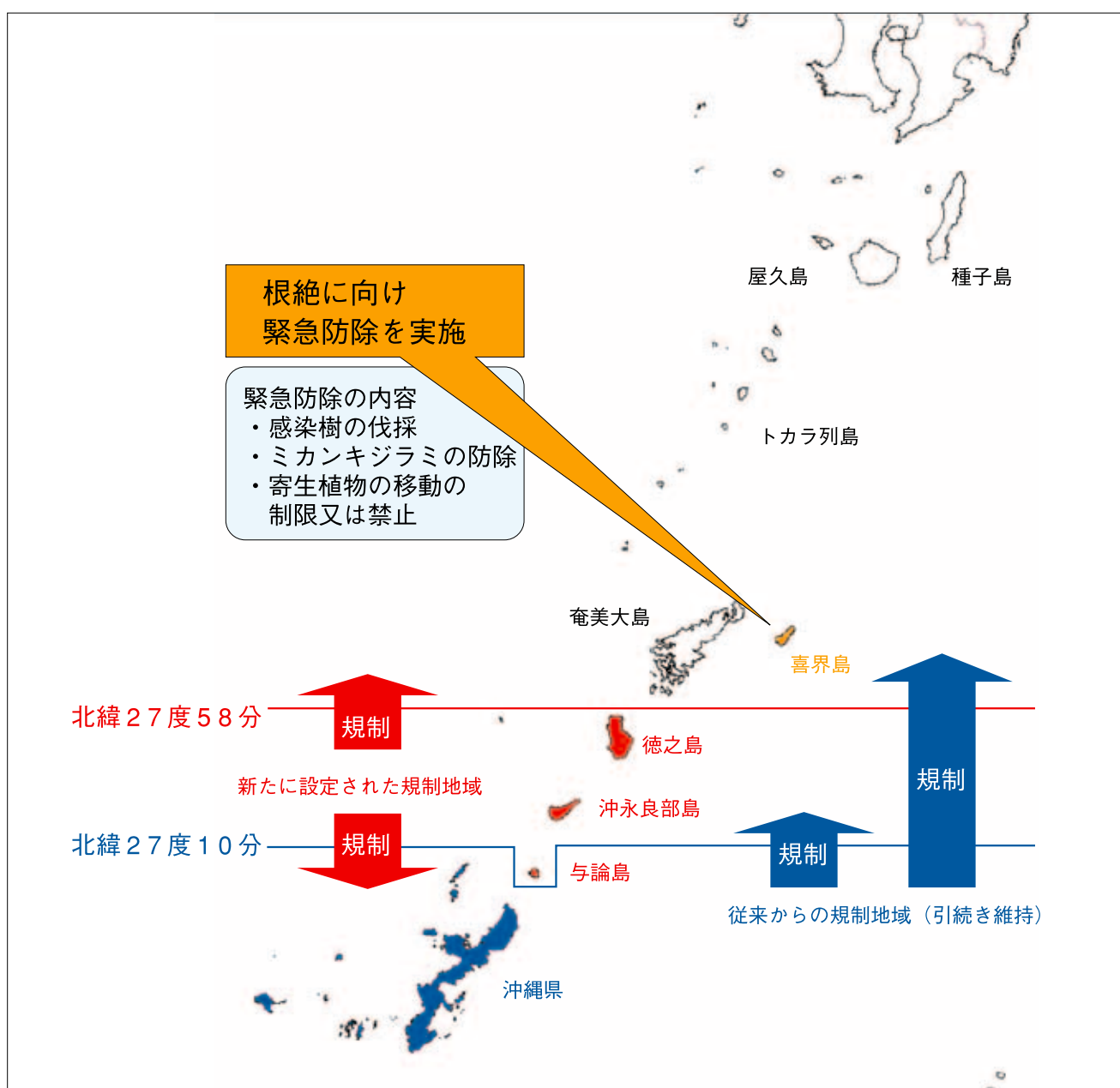


図 カンキツグリーニング病の発生地域と植物防疫法に基づくまん延防止対策